

見積結果報告書

見積日時・場所	令和 8 年 3 月 30 日 10 時 10 分	第4庁舎第7 会議室
委託業務名	【令和8年度】一般ごみ及び資源物収集運搬業務委託(A地区)	
契約の相手方	住所	岩手県釜石市甲子町第10地割419番地5
	氏名	釜石清掃企業株式会社 代表取締役 千葉 三男
契約金額	109,846,000 円	
履行期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日	
業務委託場所	釜石市内	
業務概要	一般ごみ及び資源物収集運搬業務	
随意契約理由	<p>(1) 令和5・6・7年度物品購入等競争入札参加資格者名簿の大分類中「役務」に属する業者である。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないとされている。</p> <p>(3) 当該業務において、十分な台数のごみ収集車両が必要となるが、十分なごみ収集車両を保有し、かつ当市の一般廃棄物処理業許可を得ている市内業者は、釜石清掃企業株式会社と有限会社新菱和運送の二者のみである。</p> <p>(4) 当該業務の範囲を市内全域とした場合、上記二者とも対応が困難であることから、これまで市内を2地区(A・B)に分けて、A地区は釜石清掃企業株式会社、B地区は有限会社新菱和運送にそれぞれ業務を委託してきた。</p> <p>A・Bの2地区は、共に広範囲にわたる地域を対象としていることから、効率的で正確な業務遂行が求められ、収集地区の地理的状況を熟知していなければならない。</p> <p>釜石清掃企業株式会社は、当該業務を長年にわたり適正に執行しており、A地区の地理的状況を熟知し、かつ効率的で正確な業務遂行が見込まれる限られた業者である。</p> <p>・上記の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者を選定して随意契約とするものである。</p>	

